

医療DX推進体制整備加算

当院では、診療報酬上の「医療DX推進体制整備加算」に係る施設基準を満たし、質の高い医療を提供するため、以下の体制を整えています。

- オンライン資格確認等システムを導入し、取得した診療情報（薬剤情報、特定健診情報等）を診察室等で閲覧し、診療に活用できる体制を有しています。
- マイナンバーカードの健康保険証利用を促進しており、院内掲示や職員からのご案内を行っています。
- 電子処方箋の発行が可能な体制を整備しています（導入準備中）。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を整備しています（導入準備中）。
- 医療DX推進の体制に関する事項および、質の高い医療を実施するために必要な情報を十分に取得・活用して診療を行っていることについて、院内の見やすい場所および当院ホームページに掲示しています。

【補足事項】

- 本加算は、初診時に月1回限り算定いたします。
- 電子処方箋・電子カルテ情報共有サービスについては、厚生労働省が定める経過措置期間を踏まえ、段階的に導入を進めています。
- 当院では、患者さんの大切な医療情報を適切に管理し、安全かつ安心してご利用いただけるよう、情報セキュリティ体制の整備にも努めています。

掲 示 期 間	2025年 9月 1日	
	無期限	
承認	院 長	事務部長
		